

申請に関するよくあるご質問

	Q	A
1	区内に複数の店舗を経営していますが、それぞれの店舗が対象になりますか。	本補助金は、店舗単位で申請可能です。ただし、1店舗1回までの申請です。
2	既に購入や工事をしている場合も対象になりますか。	令和2年4月7日以降であれば、既に購入や工事をしたものでも対象になります。（金額・購入日が確認できる領収書等が必要です。）
3	工事や購入の納期・支払いが令和2年12月31日までに間に合わない場合はどうすればいいですか。	申請いただけません。申請する場合は、令和2年12月31日までに設備の導入や支払いを完了してください。
4	クレジットカードでの購入も対象になりますか。	対象になります。ただし、カード会社からの銀行引き落としが令和2年12月31日までに完了する必要があります。
5	インターネットでの購入も対象になりますか。	対象になります。その際、領収書がない場合は購入履歴の画面のコピー等（金額・購入日が分かるもの）が必要です。また、送料、代引手数料も対象になります。
6	自宅で使用する空気清浄機やエアコンは対象になりますか。	補助対象外です。店舗での感染予防対策に必要なものが対象となります。
7	携帯電話やパソコン、プリンターは対象になりますか。	汎用性が高く、通常業務でも使用されるものは補助対象外です。ただし、ガイドライン等に基づく感染予防対策として必要な場合に限り、認められることがありますので、不明な点はお問い合わせください。
8	10万円未満のものが対象ですが、複数のものを組み合わせると申請できますか。	1点あたりの金額が10万円未満のものであれば可能です。例えば、複数の備品購入を組み合わせたり、備品購入と設備工事をあわせて申請することができます。
9	これから購入・工事するものの金額はどのように記載したらいいですか。	販売額や見積書をもとに、金額を記載してください。
10	「令和2年4月7日までに墨田区で営業していることが確認できる書類」は何を用意すればいいですか。	開業届、営業許可証、確定申告書等（いずれか1つ）のコピーをご用意ください。
11	「商店会に加盟していることを証明するもの」は何を用意すればいいですか。	商店会費の領収書のコピー等をご用意いただくか、区HPから「商店会加盟証明書」をダウンロードして商店会長に作成を依頼してください。
12	墨田区商店街連合会の賛助会員ですが、それを証明する書類の提出は必要ですか。	墨田区商店街連合会の賛助会員の場合は、それを証明する書類の提出は不要です。